

徳島県環境審議会 生活環境部会
平成25年度 会議録

1 日 時
平成25年8月7日（水） 午後3時00分から午後4時10分まで

2 場 所
徳島県庁11階 労働委員会 審問室

3 出席者
（委員）17名中10名出席
〈1号委員：学識経験者，五十音順，敬称略〉
石田方子委員，谷口順一委員，中村英雄委員，林容子委員，七條和恵委員，
水口裕之委員（副部会長），宮繁敏美委員
本仲純子委員（部会長）
〈2号委員：市町村長又はその指名する職員，敬称略〉
西岡幸美委員，榊藤敏子委員
（事務局）
福井県民環境部長，山崎環境管理課長 ほか

【会議次第】

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 審 議
大気汚染の状況の常時監視測定局等見直しについて
- 4 閉 会

■配付資料

- 環境審議会生活環境部会会議次第
- 大気汚染の状況の常時監視測定局等見直しについて（案）説明資料
- 大気汚染の状況の常時監視測定局等見直しについて（スライド配布用資料）
- 大気汚染の状況の常時監視測定局等見直しについて（概要資料）

【議事概要】

- 1 開 会
（事務局）
ただいまから徳島県環境審議会生活環境部会を開会いたします。
〈本日の出席委員数は10名であり，当部会の委員数17名の過半数を超えており
徳島県環境審議会運営規程第7条第3項の規定により会議の成立を報告した。〉
- 2 挨 拶
福井県民環境部長

3 審 議

〈以後は部会長が議事を進行〉

(部会長)

本日の審議議題は、お手元の会議次第にありますように、知事から諮問のありました大気汚染の状況の常時監視測定局等見直しについて（案）であります。

この案件は徳島県環境審議会運営規程第6条第1項の規定により、会長から当部会に付議されております。

それでは計画（案）について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

大気汚染の状況の常時監視測定局等見直しについて（案）について配付資料に基づき説明

(部会長)

ただいま事務局から、大気汚染の状況の常時監視測定局等見直しについて（案）につきまして御説明がありました。これにつきまして、何か御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いいたします。

(委員)

1点だけ説明をお願いしたいのですが、オキシダントの緊急時報について全県下に発令するということになっておりますが、全県下にすると本当に値が高くないところまで、緊急時報の発令をすれば、住民に不安を煽ることになるのではないのでしょうか。全部の測定局舎で超えたときに発令するのでしょうか。それとも1ヵ所でも超えれば全県下に発令することになるのでしょうか。

(事務局)

それぞれの発令区域の中にある測定局舎で値が高ければ、区域の中で発令することとなります。PM2.5については、徳島県のどこか1ヵ所でも値が高い場合には全県下に発令することとなります。オキシダントの場合は、発令区域ごとの値によって発令します。

(部会長)

そのほか何か御意見はありますか。

(委員)

こういったものを検討するのは大変だと思います。1点教えていただきたいのは、発令区域の区割りの方法なのですが、環境省からの基準があり、気象の警戒区割を参考に決められたとのことですが、その10区域内では、気象事象が同じだと考えておられるのでしょうか。

(事務局)

気象事象、風向、天候等の同じような地域については、先ほどお示した区割りがあります。その一部区割をさらに細かく分けているところもございます。逆に美馬郡であれば気象区域では二つに分かれておりますが、今回の発令区域では一体としております。基本は気象事象ではありますが、全く同じというわけではありません。

(委員)

大気の測定局舎の数については休止している局舎についても測定局舎は設置したままにし、必要に応じて、測定を行う事があるということによろしいのでしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおりです。お配りしている資料の7ページを見ていただきたいのですが、中島局、羽ノ浦局、山口局は、データを積み重ねた上で過去に休止しております。

見直しを行うのかということですが、周辺に発生源が増えたり、道路が整備されたような場合には、県には移動測定車がありますので、移動測定車によりその周辺での測定を行い、その結果によって常時測定を行う必要があるとなれば、測定を再開することも考えております。廃止となりますと測定局舎を解体するための費用も必要となりますので、休止とさせていただきます。

(部会長)

そのほか何か御意見はありますか。

(委員)

今日の話とは直接関係しないのですが、排出ガスの削減のために徳島県、あるいは国全体で何か動きがあるのでしょうか。

(事務局)

国からは、県の測定を充実させ、PM2.5の成分を分析し、由来や性状を調べて、それに応じた対策をするようにという通達が来ております。環境省も中国等との削減に向けた国と国での交渉を行っております。また、県としましては、工場等の発生源に対する規制は引き続き行っていきますが、PM2.5に関しましては工場から発生するだけでなく、一般家庭からも発生しますので、県民一人一人の努力があれば、一層の改善となると考えております。

(部会長)

粒子状物質については、20年ほど前から学会でも健康には影響があるような話が上がっていましたが、最近、話題になるようになり、環境保全を考える上では良い傾向だと思えます。微粒子なので、土地によってどういった由来なのかを解明するのは、大変なことかと思いますが、調査の必要のあることです。

(委員)

今回発令区域の見直しが行われると言うことは、徳島県大気汚染緊急時対策措置要綱についても変更になるのでしょうか。また、市町村の役割についても変更があるのでしょうか。

(事務局)

31ページに載っております発令区域が大きく変わりますので、この要綱にPM2.5は入っておりませんが、オキシダント等についての要綱は変わります。現測定局は、発生源の周辺に設置することで、オキシダント等の監視をしておりました。これは、オキシダントの上昇要因としては、工場等の発生源が主な理由であり、その周辺地域に注意を促す事としていました。しかし、最近では越境汚染も考慮に入れると、全県下どこでも起こる可能性もあるということから、今回の全県下を発令区域として、海部郡のよう

に山の多い地域であっても、注意を促す必要があるとの考えから12ページの表7のとおり、今回の見直しとなっております。また、先ほど申しましたように気象事象を基本としまして、さらに細かく分けているところもございます。市町村の役割としましては、緊急時には、学校・高齢者施設等の健康弱者のおられる施設に早急な注意を促すための連絡をお願いしたいと考えています。今後、測定局舎や発令区域の内容が決まり次第、市町村の関係者を集めて、対応について説明させていただきます。また、以前にダイオキシンの話題となったときに、オキシダントとダイオキシンが一括りにされてしまい、オキシダントの注意報が発令されたときに現場の混乱がありました。オキシダントやPM2.5のような大気汚染は一括りにされやすいために、こういった大気汚染の項目についても、区域の件だけでなく詳しく説明させていただこうと考えています。

(委員)

注意報が出たときには、住民に広報していくということによろしいでしょうか。私は徳島市なのですが、区域内のどこかの局舎で値が高くなっている場合には、きめ細かく情報を伝達ということによろしいでしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおりです。オキシダント等の注意報が発令された時、住民は、一番最初に日頃掛け慣れている市役所等に電話することが多いと思われるので、市町村には住民に安心して頂けるような対応をお願いしたいと思います。

(委員)

御説明の無かった資料で先ほどの話に関係していることなのですが、47ページの徳島県緊急時報の発令等に係る連絡系統図は、学校においては市町村と県の教育委員会から2つから連絡が行くこととなっておりますが、現場が混乱するのではないのでしょうか。

(事務局)

公立と私立の学校を所管をする県の所属があることから、それぞれの所属から連絡が行くこととなっております。

(委員)

それは理解できます。しかし、念には念を入れるのは、連絡を返してもらう必要がある場合には良いと思いますが、私が担当者であれば、それは困るようになります。

(事務局)

保健製薬環境センターから市町村等に連絡を行い、環境管理課から県の関係機関の連絡系統へ連絡を行うように役割分担をしており、市町村から連絡しますので、二重に連絡が行っているが、今のところ弊害は起きていません。

要綱の内容については、毎年検討を行っています。また、今回は特に大きく変更することになりますので、その点についても検討させていただきます。

(委員)

弊害がないのであれば、問題ないと思います。

(委員)

今、御説明いただいた内容なのですが、いつからこの体制で行うことができるのか、分かれば教えてください。

(事務局)

答申で了承された後に、県の内部で手続きを行った上で、測定局舎と測定局舎を繋ぐためのテレメーターシステム等の仕様を決めて入札行い、その後に発注に行うので、状況によっては年度末までかかる可能性があります。また、先ほど申し上げた新しい体制についての説明についても、早期に行いたいと思います。申し訳ないですが、何月までに完了するとの断言出来ない状況です。

(部会長)

そのほか御意見ございませんでしょうか。いろんな御意見が出ましたが、徳島県緊急時報の発令等に係る連絡網については、県でも検討を行っていただいた上で、現在のままで良いということであれば、これで結構です。大気の汚染の状況の常時監視測定局等見直しについては、県の出しております計画(案)どおり部会報告としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、県の案が適当であるとしたしまして、委員からいただいた御意見も踏まえて報告(案)を作成したいと思います。

(部会長と事務局が協議)(10分休憩)

(部会長)

それでは、事務局のほうから「報告(案)」を朗読してください。

(事務局)

報告(案)朗読

(部会長)

この報告(案)の内容につきまして、何か御意見ございませんでしょうか。

(意見無し)

特に御意見も無いようですので、この文案をもって部会報告にすることとして、環境審議会会長に御報告したいと思います。

(部会長)

ありがとうございました。それでは本日の審議は終了したいと思います。

(部会長)

そのほか何かございませんでしょうか。そうしましたら、御意見も出たというところでここで終わりたいと思います。みなさまもたいへん御協力ありがとうございました。

(事務局)

みなさま，ありがとうございました。

最後に県民環境部長の福井からお礼の御挨拶を申し上げます。

(福井県民環境部長挨拶)

4 閉 会

(事務局)

以上をもちまして，本日の徳島県環境審議会生活環境部会を閉会いたします。

本日は，御審議をいただき誠にありがとうございました。